

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 生命保険金で支給した死亡退職金

Q : 当社は、役員を被保険者、当社を受取人とする養老保険に加入し、支払保険料は資産に計上してきました。この度、その役員が業務中の交通事故で死亡し、生命保険会社から死亡保険金の支払いを受けました。

ところで、支払いを受けた保険金の全額をその役員の退職金として支払うことにしましたが、全額損金に算入できますか。

A : 支払った金額が妥当であれば、全額損金に算入できます。

【解説】

法人がその退職した役員に対して退職金を支給した場合において、その退職金として損金経理をした金額のうち、その役員の在職期間、退職の事情、同業種類似規模法人の役員退職金の支給状況等に照らし、その退職した役員に対する退職金として不相当に高額な部分の金額は、損金に算入されません。

ところで、その役員に対して支払われた退職金の額が相当かどうかということの判断に当たっては、保険契約の有無、つまり、保険金を原資とするものかどうかということとは関係がないと考えられています。

ご質問の場合も、役員退職金の財源に充てるために養老保険契約を締結したものであるとして、死亡した役員を被保険者とする養老保険の死亡保険金をそのまま遺族に退職金として支給したとしても、その金額が不相当に高額と認められるときは、その不相当に高額な部分の金額は損金に算入されないことになります。



KIMIYO・I